

3 今後解決すべき課題 (計画部会緊急提言より抜粋)

(3) 土地利用・建築構造規制

- ① 津波災害によるリスクを回避するために、津波災害により大きな被害を受けるおそれがある区域において建築に関する制限をするには、基本的な制度である建築基準法に基づく災害危険区域制度の活用を図ることが考えられる。
- ② 一方、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）は、土砂災害の発生のおそれのある区域では警戒避難体制の整備、そのうち著しい危害を生じるおそれのある地域では、一定の開発行為に対する制限、建築物の構造規制等を行うなど、想定される災害の被害の度合いに応じた区域指定・解除や区域内での規制内容を法令に定めており、全国で20万箇所以上の指定実績がある。津波防災に関しても、これを参考にした制度導入を検討すべき。
- ③ 津波被害が想定される沿岸地域は、一般的に市街化が進んだ都市的機能が集中するエリアであることから、今後検討する土地利用規制については、一律的な規制でなく、立地場所の津波に対する安全度等を踏まえて、市街化や土地利用の現状、地域の再生・活性化の方向性を含めたまちづくりの方針など多様な地域の実態・ニーズに適合し、また、津波防災のための施設整備等の進捗状況に応じた見直し（解除や制限緩和等）も可能となるような制度とすることが求められる。